

# 尼崎テクノランド 利用約款

## **第1条（約款の適用）**

尼崎テクノランドの施設（以下「当練習場」という）を利用する方は、快適で安全な利用をお楽しみいただくために、本約款に則ってご利用頂きます。

## **第2条（約款の効力発生）**

この約款は当練習場敷地（駐車場含む）に入った時から効力を発し、当練習場敷地を出るまで効力を有するものとします。

## **第3条（利用契約）**

当練習場を利用される方は、フロントもしくは自動チェックイン機（A T M）にて受付を完了することにより、施設利用をお受けすることになります。

## **第4条（反社会的勢力の入場・利用の拒否）**

当練習場は、暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力に関わりがあると認められる者またはそれの方の同伴者の入場、利用を固くお断りいたします。利用開始後にその事実を認知したときは、直ちに退場していただきます。

## **第5条（施設利用の拒絶）**

当練習場は次のいずれかに該当する場合、施設のご利用をお断りいたします。

1. 天災その他天候等やむを得ない事情により当練習場を閉場するとき。
2. 利用者が暴力的または不法な行為を行う恐れがあると認められるとき。
3. 偽名または他人名義で申し込みが行われたとき。
4. 泥酔状態、覚せい剤等の薬物使用あるいは危険物等を所持しているとき。
5. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をしたとき。
6. 当練習場に対して不都合な行為をしたとき、またはその恐れがあると認めたとき。
7. ルール、マナーに反するとき、および警告を無視して改めないととき。
8. その他本約款に違背したとき。

## **第6条（休場日・開場時間）**

当練習場の休場日及び営業時間については、当施設が別に定めるところによります。ただし、臨時に変更することがあります。悪天候、異常気象等が発生した場合は、危険防止のため、打席をクローズすることがあります。その場合は、係員の指示に従って練習を中断していただきます。

## **第7条（携帯品等）**

携帯品等は来場者ご自身で管理していただきます。当練習場内の場所を問わず、携帯品等の紛失、盗難、滅失、毀損につきまして当練習場は一切その責任を負いません。

## **第8条（自動車等、駐車場）**

当練習場が提供している駐車場は、当練習場を利用される方、当練習場に所用のある方、当練習場が許可している方および阪神高速道路株式会社の路外パーキングとして利用される方以外の方の利用はできません。自動車、バイク、自転車等の敷地内走行においては、標識または路面表示に従って安全徐行運転し、それぞれ所定の場所に駐車して下さい。駐車場内での自動車等および車内の携帯品等の盗難または人身・物損等の事故があつても当練習場は、一切その責任を負いません。駐車場警備員による誘導・指示等があつたときは、これに従ってください。

## **第9条（宅配便の事故責任）**

宅配便による物品の受領、保管につきましては、破損等の事故が発生しても当練習場は、一切その責任を負いません。

## **第10条（施設に与えた損害）**

故意又は過失によって当練習場の施設および備品に損害を与えたときは原因者にその損害を賠償していただきます。（レンタルクラブおよび試打クラブを含む）

## **第11条（危険防止、事故防止のための禁止事項）**

当練習場では来場者が安全、快適にご利用いただけるよう、次の各号に記載する事項を禁止しております。来場者は必ず厳守してください。

1. 賭博その他風紀を乱す行為。
2. 政治活動、選挙活動、宗教活動行為。
3. 当練習場の許可のない物品販売および広告宣伝勧誘行為。
4. 動物（ペット含む）、悪臭または騒音を発するもの、銃砲刀剣類、危険物、発火または爆発の恐れのあるものの持込。
5. 覚せい剤等法令で所持を禁止されたもの、その他他人に迷惑を及ぼす物品の持込。
6. 47インチ以上の長尺クラブの使用。
7. 指定打席以外での練習および通路等打席以外での練習、素振り。
8. 変則的なスイングや斜め打ち等による練習。
9. 当練習場が認めたティーチングスタッフ（レッスン許可証の提示が必要）以外の打席レッスン。
10. 練習に相応しくないヒール等の履物およびメタルスパイクの使用。
11. 打席の取り置き。
12. 打席マット、打席間仕切りの移動。
13. 練習者本人以外の方の、打席ゾーン、グリーン、バンカー、アプローチ練習場への立ち入り。
14. フェアウェイ、立ち入り禁止区域への侵入。
15. 酒気を帯びての練習。
16. 下着姿等他人に不快を与える姿での練習。
17. 無断での当練習場の利用、立ち入り、見学、写真撮影、ビデオ撮影、録音等の行為。
18. 当練習場指定球以外のボールによる練習。（グリーン、バンカー、アプローチ練習場は除く）
19. 当練習場指定球の持出し。
20. 打席内での練習は左右共用打席を含み、安全確保のため1名に限定します。
21. 当練習場、施設、敷地内での喫煙は、所定の場所以外では禁煙です。

## **第12条（その他の厳守事項）**

1. 他のご利用者の迷惑とならないようエチケット、マナーを守ってください。
2. ボールをマットに置く際や打席ティーの高さ調整の際には前方打席周辺には、十分留意して安全を確保ください。
3. 利用時間制限をしている打席の利用は、必ず終了時刻を遵守してください。

## **第13条（ジュニアゴルファーの利用）**

当練習場では「ジュニア育成協力練習場」としてジュニアゴルファーの育成について応援をさせていただいており、お子様といえども一人前のゴルファーとして対応させていただいております。従いまして、ジュニアゴルファーのご利用に際しては他のご利用者の迷惑とならないよう、マナーについては保護者の方が十分に指導していただき、練習に同伴くださるようお願いいたします。

1. 他のご利用者から具体的な苦情等が出たときは、退場をお願いすることがあります。
2. 練習をされないお子様につきましても目を離さないようにしてください。走り回る、大声で騒ぐ等の行為があった場合は、危険防止の観点から退場していただくことがあります。
3. 小学生以下のジュニアゴルファーが当練習場を利用するときは、満18歳以上の保護者の同伴が必要です。

## **第14条（打席利用の制限）**

時間貸し指定打席は、当練習場の都合により変更する場合があります。またその他イベント等により利用打席数または利用可能時間を制限することがありますので、ご了承ください。

## **第15条（事故の責任）**

利用者が練習にあたって第三者に人的、物的損害を発生させたとき、または利用者自身がこれらの被害を受けたときも、当練習場は一切その責任を負いません。

## **第16条（利用約款違反の責任）**

利用者がこの約款に違反し、第三者に人的、物的損害を与えたとき、または利用者自身が被害を受けたときも、当練習場は一切その責任を負いません。

## **第17条（個人情報の取扱い）**

当練習場では、知り得た利用者の個人情報について、別に定める「個人情報保護方針」に則り、当練習場が責任をもって安全管理に務めます。ご登録いただいたお客様に対して、営業情報、イベント告知等ダイレクトメール、Eメール等でご案内させていただくことがありますのでご了承ください。

（付則）この利用約款は、2022年7月1日から適用いたします。また、必要に応じて改定することがあります。

# マイヤーデージカード利用約款

## **第1条（約款の趣旨）**

株式会社関電アメニックス尼崎テクノランド事業部（以下「当事業部」といいます。）は、マイヤーデージカード（以下「カード」といいます。）をこの約款に従って取扱うものとし、カード所持者（以下「お客様」といいます。）も、この約款によりお取引していただくものとします。

## **第2条（カードの申込み・発行）**

お客様は、所定の登録申込書に必要事項をご記入いただき、当事業部はこれに基づき、お客様番号を記載したカードを発行いたします。

## **第3条（カードによる支払）**

お客様は、当事業部のゴルフ練習場および付帯施設で、カードに電磁的に記載されたヤード数並びにサービスヤードの各ヤードを合算した範囲内で、代金のお支払をご利用いただくことができます。ただし施設によっては、ヤード数並びにサービスヤードの利用ができない場合がございます。

## **第4条（カードの機能等）**

カードには次の機能があります。

- ① カード1枚で、お客様の認識と代金のお支払に使用できます。
- ② お客様は、ご自身のカードに入金していただくことにより、ヤード数を購入することができます。
- ③ ヤード数は、1, 000円、2, 000円、3, 000円、5, 000円、10, 000円を購入単位とし、1円を1ヤードに換算した数値をカードのヤード欄に印字します。

## **第5条（カードの有効期限）**

カードの有効期限は、お客様が最後にチェックイン（ご利用）された日から1年とさせていただきます。カードの有効期限後はヤード数残高およびサービスヤード数残高の利用ができません。

なお、旧発行済みカードは、裏面に記載されている「本カードの有効期限は、最終ご入金日から1年とします。」を「本カードの有効期限は、最終チェックイン日から1年とします。」に読み替え、継続利用することができます。

## **第6条（換金および返金の禁止）**

カードに印字されているヤード数並びにサービスヤードのヤード残高は、資金決済法に基づき、当施設営業期間中はいかなる場合でも換金、返金はできないものとします。

## **第7条（カードの使用）**

お客様はカードを使用するにあたり、以下の内容を必ずご確認ください。

- ① お客様は当施設をご利用の際、必ずカードをご持参ください。
- ② カードは、記載されているお名前のご本人に限り有効です。他人に貸与、譲渡することはできません。
- ③ カードをお忘れになり、当施設をご利用される場合は、本約款第12条第4項に準じて取扱いさせていただきます。
- ④ カードならびに紙幣を自動入金機（以下「ATM」という）に挿入し、入金額選択ボタンをタッチすることにより、カードのヤード欄にご入金額を換算したヤードが加算されます。
- ⑤ カードによる利用料金のお支払は、ヤード数から優先的に引き落としさせていただき、サービスヤードは次順位とします。
- ⑥ ご利用後のヤード数並びにサービスヤードは、退場印字機にカードを挿入することにより印字されます。

## **第8条（入金・利用・支払可能額）**

ご入金額を換算したヤードとご進呈したサービスヤードの合計からすでにご利用・お支払されたヤードを差引いた額の範囲内で、ご利用・お支払が可能です。ただし、ヤードとサービスヤードの合計残高が、100, 000ヤード以上となる入金はできません。

## **第9条（カードが利用できない場合）**

以下のときは、カードをご利用いただけないことがあります。

- ① 本約款第5条に定めるカードの有効期限が過ぎているとき。
- ② カードの破損、カードリーダーの故障、停電等によりカードの電磁記録を読み取ることができないとき。
- ③ カードが違法、または不正に取得されたものであるとき。
- ④ カードが偽造、変造または不正に作成されたものであるとき。

## **第10条（カードの取扱い）**

カードを円滑にご使用いただくため、以下の事項にご注意ください。

- ① 水に濡らさないこと。
- ② 折り曲げたりしないこと。
- ③ 磁気に近づけないこと。
- ④ 高温になる場所に放置しないこと。

## **第11条（カードの変形・破損による再発行）**

カードが変形、破損等によって電磁記録の読み込みができなくなった場合、お客様はそのカードをフロントに提出し、所定の手数料をお支払いただくことで、新しいカードの交付を受けることができます。

## **第12条（カードの紛失等）**

カードの紛失などによる取扱いは次の通りとします。

- ① カードの紛失、盗難、破損（以下「紛失等」といいます。）に対して当事業部は賠償等一切の責任を負いません。
- ② カードの紛失等が判明したときは、直ちに当事業部までご連絡ください。
- ③ 紛失等のご連絡までにそのカードが使用された場合、当事業部には賠償等一切の責任はないものとします。
- ④ 紛失等によりカードの再発行を希望される場合は、当事業部所定の依頼書に運転免許証、健康保険証等、お客様の個人を特定できる書類を添付していただき、所定の手数料とともに提出していただくことにより、新しいカードの交付を受けることができます。

## **第13条（取扱いの変更）**

お客様が登録申込み時に提出された住所等登録内容に変更があった場合、すみやかに当事業部へお届けください。

（付則） この約款は2023年10月1日から適用します。また、必要に応じて改定することがあります。